

食安輸発1126第3号  
平成22年11月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(タンザニア産小豆・オーストラリア産マンゴー及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正:平成22年11月25日付け食安輸発1125第1号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、タンザニア産小豆及びオーストラリア産生鮮マンゴーにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第1の3に下記を追加します。

なお、タンザニア産小豆に関して、登録検査機関による自主検査受託体制が整備されていない場合にあっては、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いします。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第1の2及び別表第1の3から中国産チュウゴクモクズガニのマラカイトグリーンの項を削除するので、御知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
平成22年11月26日	タンザニア	小豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(2,4-D及びピリミホスメチル)	QUALITY FOOD PRODUCTS LTD.
平成22年11月26日	オーストラリア	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルジオキソニル)	MANBULLOO LIMITED